

2. 臨時特例法に関わる平均 8.5%の給与引き下げ提案について

・4月25日の労使懇談会にて、学長より、国家公務員に準じた給与引き下げの提案がありました。大学側の提案は、公務員を対象にした特例法案が、独立法人にも適用されることを前提にした給与削減提案です。

・その具体的中身は以下の通りです。

(1)6月1日から、職位に応じて月額9.77%~4.77%の給与引き下げを行う。賞与については一律9.77%を削減する。一人当たりの削減額は、教授97万5,274円、准教授・講師65万7,709円、助教・助手36万8,844円、部長97万6,706円、課長・事務長・係長・主任55万2,305円、係員22万9,516円、技師56万1,632円、専門技術員32万8,440円。

(2)代償措置として、地域手当を現在の10.2%から12%に引き上げ、4月にさかのぼって支給する。

・組合は、運営交付金などの減額配分などが確定してもいない段階では、このような大幅な引き下げは認められないという立場を主張しました。

・実際、埼玉大学教職員組合が加盟している全大教との4月25日の会見で、運営費交付金減額の問題について、文科省の国立大学支援課課長は次のように明言しています。

=====

(1)3月8日の文科省大臣官房長事務連絡「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」では、給与の取り扱いは、大学の自律的労使関係の中で、各大学法人での労使交渉を通じて、自主的・自律的に決めることが重要であることを強調している。

(2)政府部内では、震災復興等のために運営費交付金を減額するという議論は現在出ていない。また、大学等法人の給与と運営費交付金の減額はリンクするものとは考えていない。

(3)国立大学・高専等の運営費交付金を削るという議論はない。大学からも「運営費交付金が削減されるのでないか？」という問合せがあるが、そうした議論はないと丁寧に説明している。

=====

・つまり、秋以降に、給与削減が運営交付金削減というかたちで実施されることは間違いないという大学側の見解は、現時点でまったく根拠がないことが明らかになったといえます。組合はただちに上記の文科省見解を大学側に提示しました。いまだ回答を得ていませんが、大学側はその後、大学側自ら申し入れていた予備交渉の日程調整延期を要請してきました。

・繰り返しますが、大学側の給与削減案を実施するための「高度な必要性」は存在していません。文科省の担当課長は、現時点では減額の「可能性」の議論さえ行なわれていないと述べているのです。また、すでに削減提案を行なっている国立大学法人は少数派にとどまっています。

・私たちは、大学側が、給与削減の必要性について説得力ある具体的な根拠を提示しないかぎり、**6月1日からの減額実施提案を認めることはできません。**

・万が一、給与削減が必要と判断される場合が今後でできたとしても、8.5%という削減率の「合理性」を厳しく問う必要があります。